

鹿屋市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市営住宅条例            平成18年1月1日条例第164号            改正            平成18年3月28日条例第230号            平成19年3月26日条例第9号            平成19年12月26日条例第60号            平成21年9月30日条例第41号            平成23年3月25日条例第9号            平成23年6月30日条例第28号</p> <p>鹿屋市営住宅条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）            第2章 市営住宅等の設置（第3条）            第3章 市営住宅の管理（第4条—第41条）            第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第42条—第47条）            第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第48条—第51条）            第6章 特定公共賃貸住宅の管理（第52条—第58条）            第7章 雑則（第59条—第62条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則            （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優良住宅法」という。）の規定に基づき、市が供給する住宅並びにこれらの住宅に附帯する施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める</p>	<p>○鹿屋市営住宅条例            平成18年1月1日条例第164号            改正            平成18年3月28日条例第230号            平成19年3月26日条例第9号            平成19年12月26日条例第60号            平成21年9月30日条例第41号            平成23年3月25日条例第9号            平成23年6月30日条例第28号</p> <p>鹿屋市営住宅条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）            第2章 市営住宅等の設置（第3条）            第3章 市営住宅の管理（第4条—第41条）            第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第42条—第47条）            第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第48条—第51条）            第6章 特定公共賃貸住宅の管理（第52条—第58条）            第7章 雑則（第59条—第62条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則            （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優良住宅法」という。）の規定に基づき、市が供給する住宅並びにこれらの住宅に附帯する施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める</p>

改正後	改正前
<p>ものとする。  (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。</p> <p>(2) 特定公共賃貸住宅 市が特優賃住宅法第18条の規定に基づき建設し、及び管理する住宅及びその附帯施設をいう。</p> <p>(3) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。</p> <p>(4) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。</p> <p>(5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。</p> <p>(6) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p> <p>第2章 市営住宅等の設置  (設置)</p> <p>第3条 市営住宅(共同施設を含む。)及び特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>第3章 市営住宅の管理  (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) 新聞</p> <p>(2) テレビジョン</p> <p>(3) 市の広報紙</p> <p>(4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示</p> <p>2 前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入</p>	<p>ものとする。  (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。</p> <p>(2) 特定公共賃貸住宅 市が特優賃住宅法第18条の規定に基づき建設し、及び管理する住宅及びその附帯施設をいう。</p> <p>(3) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。</p> <p>(4) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。</p> <p>(5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。</p> <p>(6) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p> <p>第2章 市営住宅等の設置  (設置)</p> <p>第3条 市営住宅(共同施設を含む。)及び特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>第3章 市営住宅の管理  (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) 新聞</p> <p>(2) テレビジョン</p> <p>(3) 市の広報紙</p> <p>(4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示</p> <p>2 前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入</p>

改正後	改正前
<p>居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。 (公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者の公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) 災害による住宅の滅失</p> <p>(2) 不良住宅の撤去</p> <p>(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>(4) 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(9) その他市長が認める特別の事由 (入居者の資格等)</p>	<p>居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。 (公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者の公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) 災害による住宅の滅失</p> <p>(2) 不良住宅の撤去</p> <p>(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>(4) 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(9) その他市長が認める特別の事由 (入居者の資格等)</p>
<p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興</p>	<p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害</p>

改正後	改正前
<p>特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。<u>ただし、特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>ア 60歳以上の者</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度は、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p><b>（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</b></p> <p>（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症のもの</p> <p>エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p>	<p>者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p>

改正後	改正前
<p>オ <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>カ <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>キ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p><u>（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>（2） <u>その者の収入が、次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 入居者が前号アからカまでに定める場合 214,000円</u></p> <p><u>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円</u></p> <p><u>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000千円</u></p>	<p>（2） <u>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p>

改正後	改正前
<p>エ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</u></p> <p>オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 市税等を滞納していない者であること。ただし、市長が市営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項に規定する入居者資格のある者のうち<u>単身者</u>が入居できる市営住宅の規格は、居室数が3以下の住宅とする。ただし、市長がこれにより難しい事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第2号エに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（<u>前条第1項第1号ただし書に規定する者</u>）にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>	<p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 市税等を滞納していない者であること。ただし、市長が市営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項に規定する入居者資格のある者のうち<u>令第6条第1項に規定する者（法第23条第1号に掲げる条件を具備する者を除く。）</u>が入居できる市営住宅の規格は、居室数が3以下の住宅とする。ただし、市長がこれにより難しい事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（<u>老人等</u>）にあつては、同項第2号<u>及び第3号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 市営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げ期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p>	<p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 市営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げ期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p>
<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 市長が法第25条第1項の規定により行う市営住宅の入居者の選考は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから、公開抽選の方法により行うものとする。</p> <p>2 市長は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうち、老人、心身障害者、寡婦、寡夫若しくは引揚者で市長が特に必要と認めるもの、第5条各号に掲げる理由のある者又は特別の事情があると認める者であって、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割り当てた市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 市長が法第25条第1項の規定により行う市営住宅の入居者の選考は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから、公開抽選の方法により行うものとする。</p> <p>2 市長は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうち、老人、心身障害者、寡婦、寡夫若しくは引揚者で市長が特に必要と認めるもの、第5条各号に掲げる理由のある者又は特別の事情があると認める者であって、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割り当てた市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>
<p>(入居補欠者)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定するものとする。</p> <p>3 第1項の入居補欠者としての有効期限は、6か月とする。</p>	<p>(入居補欠者)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定するものとする。</p> <p>3 第1項の入居補欠者としての有効期限は、6か月とする。</p>
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、第8条第2項の規定による通知があった日から10日</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、第8条第2項の規定による通知があった日から10日</p>

改正後	改正前
<p>以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第19条第1項の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 入居決定者は、やむを得ない事情により入居手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、市長が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、入居決定者が入居手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を通知するものとする。</p> <p>5 入居決定者（同居し、又は同居しようとする親族を含む。次項において同じ。）は、前項の入居可能日から10日以内（婚姻の予約者にあつては3月以内、特別の事情があると市長が認める者にあつては市長が別に指示する日まで）に入居しなければならない。</p> <p>6 市長は、入居決定者が第1項若しくは第2項に規定する期間内に入居手続をしないとき、又は前項に規定する期間内に入居しないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>（連帯保証人の変更等）</p>	<p>以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第19条第1項の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 入居決定者は、やむを得ない事情により入居手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、市長が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、入居決定者が入居手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を通知するものとする。</p> <p>5 入居決定者（同居し、又は同居しようとする親族を含む。次項において同じ。）は、前項の入居可能日から10日以内（婚姻の予約者にあつては3月以内、特別の事情があると市長が認める者にあつては市長が別に指示する日まで）に入居しなければならない。</p> <p>6 市長は、入居決定者が第1項若しくは第2項に規定する期間内に入居手続をしないとき、又は前項に規定する期間内に入居しないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>（連帯保証人の変更等）</p>
<p>第12条 市営住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該連帯保証人を変更し、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。</p> <p>(3) 住所又は居所が不明になったとき。</p> <p>(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</p>	<p>第12条 市営住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該連帯保証人を変更し、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。</p> <p>(3) 住所又は居所が不明になったとき。</p> <p>(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</p>



改正後	改正前
<p>(5) その他市長が必要と認めてその変更を求めたとき。</p> <p>2 市営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (同居の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (入居者の地位の承継)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、当該市営住宅に引き続き居住することを希望するときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。</p> <p>2 市営住宅の入居者が同居の親族の扶養を受けることとなった場合その他当該入居者について特別の事情があると市長が認める場合には、当該同居の親族は、市長の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の地位を承継する者が暴力団員であるときは、前2項の承認をしてはならない。 (家賃の決定)</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、市営住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において、第35条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>(5) その他市長が必要と認めてその変更を求めたとき。</p> <p>2 市営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (同居の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (入居者の地位の承継)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、当該市営住宅に引き続き居住することを希望するときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。</p> <p>2 市営住宅の入居者が同居の親族の扶養を受けることとなった場合その他当該入居者について特別の事情があると市長が認める場合には、当該同居の親族は、市長の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の地位を承継する者が暴力団員であるときは、前2項の承認をしてはならない。 (家賃の決定)</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、市営住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において、第35条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。</p>	<p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。</p>
<p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (収入の申告等)</p>	<p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (収入の申告等)</p>
<p>第16条 市営住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入の申告をしなければならない。</p>	<p>第16条 市営住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入の申告をしなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の収入の申告に基づき収入の額を認定し、その額を入居者に通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の収入の申告に基づき収入の額を認定し、その額を入居者に通知するものとする。</p>
<p>3 市営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。 (家賃の減免又は徴収の猶予)</p>	<p>3 市営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べるができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。 (家賃の減免又は徴収の猶予)</p>
<p>第17条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減額又は免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>第17条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減額又は免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>
<p>(1) 市営住宅の入居者（市営住宅への入居の際に同居した親族及び第13条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外の者を含む。以下この条、第32条第3項及び第41条において同じ。）の収入が著しく低額であるとき。</p>	<p>(1) 市営住宅の入居者（市営住宅への入居の際に同居した親族及び第13条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外の者を含む。以下この条、第32条第3項及び第41条において同じ。）の収入が著しく低額であるとき。</p>
<p>(2) 市営住宅の入居者が病気にかかっているとき。</p>	<p>(2) 市営住宅の入居者が病気にかかっているとき。</p>
<p>(3) 市営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p>	<p>(3) 市営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p>
<p>(4) 市営住宅の入居者が年度の途中で失業等により収入が変動した場合であって、当該年度中に収入の再認定をすることができない事情があるとき。</p>	<p>(4) 市営住宅の入居者が年度の途中で失業等により収入が変動した場合であって、当該年度中に収入の再認定をすることができない事情があるとき。</p>
<p>(5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。 (家賃の納付)</p>	<p>(5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。 (家賃の納付)</p>

改正後	改正前
<p>第18条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日。第31条第1項において同じ。)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は、毎月末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で市営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。</p> <p>4 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。</p> <p>5 市営住宅の入居者が第40条第1項に規定する手続を経ないで当該市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(敷金)</p>	<p>第18条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日。第31条第1項において同じ。)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は、毎月末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で市営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。</p> <p>4 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。</p> <p>5 市営住宅の入居者が第40条第1項に規定する手続を経ないで当該市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(敷金)</p>
<p>第19条 市長は、市営住宅の入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、第17条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、前項の敷金を減額又は免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>3 第1項の敷金は、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、第33条若しくは第41条第3項及び第4項の金銭又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。</p> <p>4 敷金には利子をつけない。</p>	<p>第19条 市長は、市営住宅の入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、第17条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、前項の敷金を減額又は免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>3 第1項の敷金は、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、第33条若しくは第41条第3項及び第4項の金銭又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。</p> <p>4 敷金には利子をつけない。</p>

改正後	改正前
(敷金の運用等)	(敷金の運用等)
第20条 市長は、敷金を安全確実な方法で運用しなければならない。	第20条 市長は、敷金を安全確実な方法で運用しなければならない。
2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等市営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。 (修繕費用の負担)	2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等市営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。 (修繕費用の負担)
第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（次条第4号に掲げる費用を除く。）は、市の負担とする。	第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（次条第4号に掲げる費用を除く。）は、市の負担とする。
2 市営住宅の入居者の責めに帰すべき理由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。	2 市営住宅の入居者の責めに帰すべき理由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。
3 前2項の規定にかかわらず、借り上げて設置する市営住宅の修繕費用については、市長が別に定める。 (入居者の費用負担義務)	3 前2項の規定にかかわらず、借り上げて設置する市営住宅の修繕費用については、市長が別に定める。 (入居者の費用負担義務)
第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。	第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料	(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用	(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
(3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持又は運営に要する費用	(3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持又は運営に要する費用
(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用 (入居者の保管義務等)	(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用 (入居者の保管義務等)
第23条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。	第23条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
2 市営住宅の入居者の責めに帰すべき事由により当該市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、当該入居者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。	2 市営住宅の入居者の責めに帰すべき事由により当該市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、当該入居者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
第24条 市営住宅の入居者は、他の入居者に迷惑をかける行為をしてはなら	第24条 市営住宅の入居者は、他の入居者に迷惑をかける行為をしてはなら

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>第25条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>第26条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>第27条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を他の用途に併用することができる。</p> <p>第28条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の承認をするに当たり、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。</p> <p>3 第1項の承認を得ずに当該市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、当該入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、第16条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第1項第2号に規定する金額を超え、かつ、市営住宅に引き続き3年以上入居している市営住宅の入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、第16条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、市営住宅に引き続き5年以上入居している入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>3 市営住宅の入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意</p>	<p>ない。</p> <p>第25条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>第26条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>第27条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を他の用途に併用することができる。</p> <p>第28条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の承認をするに当たり、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。</p> <p>3 第1項の承認を得ずに当該市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、当該入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、第16条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第1項第2号に規定する金額を超え、かつ、市営住宅に引き続き3年以上入居している市営住宅の入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、第16条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、市営住宅に引き続き5年以上入居している入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>3 市営住宅の入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意</p>

改正後	改正前
<p>見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p>	<p>見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p>
<p>(収入超過者の明渡し努力義務)</p>	<p>(収入超過者の明渡し努力義務)</p>
<p>第30条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された市営住宅の入居者(次条において「収入超過者」という。)は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p>	<p>第30条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された市営住宅の入居者(次条において「収入超過者」という。)は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p>
<p>第31条 収入超過者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者としての認定に係る期間(当該入居者がその期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p>	<p>第31条 収入超過者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者としての認定に係る期間(当該入居者がその期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p>
<p>2 前項の家賃は、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃(第15条第3項の規定により算出した家賃をいう。以下この章において同じ。)以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。</p>	<p>2 前項の家賃は、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃(第15条第3項の規定により算出した家賃をいう。以下この章において同じ。)以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。</p>
<p>3 第17条(第1号を除く。)及び第18条第2項から第4項までの規定は、第1項の家賃について準用する。</p>	<p>3 第17条(第1号を除く。)及び第18条第2項から第4項までの規定は、第1項の家賃について準用する。</p>
<p>(高額所得者に対する明渡しの請求)</p>	<p>(高額所得者に対する明渡しの請求)</p>
<p>第32条 市長は、第29条第2項の規定により高額所得者として認定された市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。</p>	<p>第32条 市長は、第29条第2項の規定により高額所得者として認定された市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。</p>
<p>2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p>
<p>3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者について次に掲げる特別の事情があるときは、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者について次に掲げる特別の事情があるときは、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。</p>
<p>(1) 市営住宅の入居者が病気にかかっているとき。</p>	<p>(1) 市営住宅の入居者が病気にかかっているとき。</p>
<p>(2) 市営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p>	<p>(2) 市営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 市営住宅の入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。</p> <p>(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p>	<p>(3) 市営住宅の入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。</p> <p>(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p>
<p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された市営住宅の入居者は、第15条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>(期間通算)</p>	<p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された市営住宅の入居者は、第15条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>(期間通算)</p>
<p>第34条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。</p> <p>2 市長が第37条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。</p>	<p>第34条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。</p> <p>2 市長が第37条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。</p>

改正後	改正前
<p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第35条 市長は、第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、市営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>(市営住宅建替事業による明渡しの請求等)</p> <p>第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。</p> <p>2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 第33条第2項の規定は、前項の規定による明渡しをする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。</p> <p>(新たに整備される市営住宅への入居)</p> <p>第37条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前</p>	<p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第35条 市長は、第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、市営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>(市営住宅建替事業による明渡しの請求等)</p> <p>第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。</p> <p>2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 第33条第2項の規定は、前項の規定による明渡しをする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。</p> <p>(新たに整備される市営住宅への入居)</p> <p>第37条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前</p>



改正後	改正前
<p>の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p>	<p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p>
<p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(住宅の検査)</p>	<p>(住宅の検査)</p>
<p>第40条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに市長に届け出て、市長が指定した者の検査を受けなければならない。</p>	<p>第40条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに市長に届け出て、市長が指定した者の検査を受けなければならない。</p>
<p>2 市営住宅の入居者は、第28条第1項ただし書の規定により当該市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の日（前項の規定による届出をしないで立ち退いた者にあつては、第18条第5項の規定により市長が認定する日）までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p>	<p>2 市営住宅の入居者は、第28条第1項ただし書の規定により当該市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の日（前項の規定による届出をしないで立ち退いた者にあつては、第18条第5項の規定により市長が認定する日）までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p>
<p>(住宅の明渡請求)</p>	<p>(住宅の明渡請求)</p>
<p>第41条 市長は、市営住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>第41条 市長は、市営住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p>
<p>(1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。</p>	<p>(1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。</p> <p>(5) 第13条、第14条又は第23条から第28条までの規定に違反したとき。</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。</p>	<p>(4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。</p> <p>(5) 第13条、第14条又は第23条から第28条までの規定に違反したとき。</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。</p>
<p>2 前項の規定により市営住宅の明渡しを求めた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により市営住宅の明渡しを求めた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p>
<p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>	<p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>
<p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>	<p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>
<p>第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用 (社会福祉法人等に対する市営住宅の使用許可)</p>	<p>第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用 (社会福祉法人等に対する市営住宅の使用許可)</p>
<p>第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条各号に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同令第1条各号に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅を使用させることができる。</p>	<p>第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条各号に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同令第1条各号に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅を使用させることができる。</p>
<p>2 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他市</p>	<p>2 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他市</p>

改正後	改正前
<p>営住宅の使用に係る事項を記載した書面を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>	<p>営住宅の使用に係る事項を記載した書面を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>
<p>3 市長は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）に条件を付することができる。</p>	<p>3 市長は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）に条件を付することができる。</p>
<p>4 市長は、社会福祉法人等から使用許可の申請があった場合において、許可するときはその旨及び市営住宅の使用開始可能日又は使用許可の条件を、許可しないときはその旨及び理由を当該社会福祉法人等に通知するものとする。</p>	<p>4 市長は、社会福祉法人等から使用許可の申請があった場合において、許可するときはその旨及び市営住宅の使用開始可能日又は使用許可の条件を、許可しないときはその旨及び理由を当該社会福祉法人等に通知するものとする。</p>
<p>5 社会福祉法人等は、使用許可を受けたときは、市長が定める日までに当該市営住宅の使用を開始しなければならない。 （社会福祉法人等に対する使用料）</p>	<p>5 社会福祉法人等は、使用許可を受けたときは、市長が定める日までに当該市営住宅の使用を開始しなければならない。 （社会福祉法人等に対する使用料）</p>
<p>第43条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額を使用料として支払わなければならない。</p>	<p>第43条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額を使用料として支払わなければならない。</p>
<p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、前項の市長が定める額を超えてはならない。 （準用）</p>	<p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、前項の市長が定める額を超えてはならない。 （準用）</p>
<p>第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第28条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」又は「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条第1項中「第11条第4項」とあるのは「第42条第4項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。 （社会福祉法人等に対する報告の請求）</p>	<p>第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第28条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」又は「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条第1項中「第11条第4項」とあるのは「第42条第4項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。 （社会福祉法人等に対する報告の請求）</p>
<p>第45条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、</p>	<p>第45条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、</p>

改正後	改正前
<p>当該市営住宅の使用の状況を報告させることができる。  (社会福祉法人等の申請内容の変更の報告)</p> <p>第46条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第42条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会福祉法人等に対する使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。  (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p> <p>第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用  (みなし特定公共賃貸住宅としての市営住宅の使用)</p> <p>第48条 市長は、市営住宅の所在する区域内に特優賃住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特優賃住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p> <p>(みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格)</p> <p>第49条 前条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、特優賃住宅法第3条第4号イ又はロのいずれかに該当する者とする。</p> <p>(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)</p> <p>第50条 第48条の規定により使用に供される市営住宅(以下この項において「みなし特定公共賃貸住宅」という。)の毎月の家賃は、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該みなし特定公共賃貸住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p>	<p>当該市営住宅の使用の状況を報告させることができる。  (社会福祉法人等の申請内容の変更の報告)</p> <p>第46条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第42条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会福祉法人等に対する使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。  (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p> <p>第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用  (みなし特定公共賃貸住宅としての市営住宅の使用)</p> <p>第48条 市長は、市営住宅の所在する区域内に特優賃住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特優賃住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p> <p>(みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格)</p> <p>第49条 前条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、特優賃住宅法第3条第4号イ又はロのいずれかに該当する者とする。</p> <p>(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)</p> <p>第50条 第48条の規定により使用に供される市営住宅(以下この項において「みなし特定公共賃貸住宅」という。)の毎月の家賃は、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該みなし特定公共賃貸住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の入居者の収入については、第16条の規定を準用する。</p>	<p>2 前項の入居者の収入については、第16条の規定を準用する。</p>
<p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。 (準用)</p>	<p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。 (準用)</p>
<p>第51条 第48条の規定による市営住宅の使用については、前2条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第28条まで、第35条から第41条まで及び第60条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条中「第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>	<p>第51条 第48条の規定による市営住宅の使用については、前2条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第28条まで、第35条から第41条まで及び第60条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条中「第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>
<p>第6章 特定公共賃貸住宅の管理 (入居者資格)</p>	<p>第6章 特定公共賃貸住宅の管理 (入居者資格)</p>
<p>第52条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員である場合は、入居することができない。</p>	<p>第52条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員である場合は、入居することができない。</p>
<p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの イ 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの イ 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者</p>

改正後	改正前
<p>(その所得が市長の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>ウ 同居しようとする親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居しようとする親族がない者であって、市長が定める基準に該当するもの</p> <p>(2) 市税等を滞納していない者であること。ただし、市長が特定公共賃貸住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入居者の選定)</p>	<p>(その所得が市長の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>ウ 同居しようとする親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居しようとする親族がない者であって、市長が定める基準に該当するもの</p> <p>(2) 市税等を滞納していない者であること。ただし、市長が特定公共賃貸住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入居者の選定)</p>
<p>第53条 特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合の入居者の選定は、公開抽選その他公正な方法により行う。</p> <p>(入居者の選定の特例)</p>	<p>第53条 特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合の入居者の選定は、公開抽選その他公正な方法により行う。</p> <p>(入居者の選定の特例)</p>
<p>第54条 市長は、同居しようとする親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第29条の規定により入居者を選定することができる。</p> <p>(家賃の決定及び変更)</p>	<p>第54条 市長は、同居しようとする親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第29条の規定により入居者を選定することができる。</p> <p>(家賃の決定及び変更)</p>
<p>第55条 特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定めるものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(家賃の減額)</p>	<p>第55条 特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定めるものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(家賃の減額)</p>
<p>第56条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃</p>	<p>第56条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃</p>

改正後	改正前
<p>の減額を行うことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により家賃の減額を行う場合は、家賃に代えて入居者負担額を入居者から徴収する。</p> <p>3 前項の入居者負担額（以下「入居者負担額」という。）は、毎年度、入居者の省令第1条第3号に規定する所得、特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して、別に市長が決定するものとする。</p> <p>（家賃の減額の申請等）</p>	<p>の減額を行うことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により家賃の減額を行う場合は、家賃に代えて入居者負担額を入居者から徴収する。</p> <p>3 前項の入居者負担額（以下「入居者負担額」という。）は、毎年度、入居者の省令第1条第3号に規定する所得、特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して、別に市長が決定するものとする。</p> <p>（家賃の減額の申請等）</p>
<p>第57条 前条第1項の家賃の減額を受けようとする特定公共賃貸住宅の入居者は、規則で定めるところにより、市長に家賃の減額の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、減額する必要があると認めたときはその旨及び入居者負担額その他必要な事項を、減額する必要があると認めたときはその旨を当該申請をした入居者に通知するものとする。</p> <p>（準用）</p>	<p>第57条 前条第1項の家賃の減額を受けようとする特定公共賃貸住宅の入居者は、規則で定めるところにより、市長に家賃の減額の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、減額する必要があると認めたときはその旨及び入居者負担額その他必要な事項を、減額する必要があると認めたときはその旨を当該申請をした入居者に通知するものとする。</p> <p>（準用）</p>
<p>第58条 特定公共賃貸住宅の管理については、第52条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条（第3号を除く。）、第8条、第10条から第14条まで、第17条から第28条まで（第21条第3項を除く。）、第35条、第40条及び第41条（第1項第6号及び第3項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「家賃」とあるのは「家賃又は入居者負担額」と、第10条第1項中「前条」とあるのは「第53条」と、「選考する」とあるのは「選定する」と、第17条中「収入」とあるのは「所得（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得をいう。以下同じ。）」と、第18条第1項中「第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第41条第1項」と、第19条第3項中「第41条第3項及び第4項」とあるのは「第41条第4</p>	<p>第58条 特定公共賃貸住宅の管理については、第52条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条（第3号を除く。）、第8条、第10条から第14条まで、第17条から第28条まで（第21条第3項を除く。）、第35条、第40条及び第41条（第1項第6号及び第3項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「家賃」とあるのは「家賃又は入居者負担額」と、第10条第1項中「前条」とあるのは「第53条」と、「選考する」とあるのは「選定する」と、第17条中「収入」とあるのは「所得（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得をいう。以下同じ。）」と、第18条第1項中「第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第41条第1項」と、第19条第3項中「第41条第3項及び第4項」とあるのは「第41条第4</p>

改正後	改正前
<p>項」と、第35条中「第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第56条の規定による家賃の減額」と、「収入」とあるのは「所得」と、第41条（第1項第6号、第3項及び第4項を除く。）中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、同条第4項中「第1項第2号から第5号まで」とあるのは「第1項第1号から第5号まで」と、「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「特定公共賃貸住宅の家賃」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 雑則 （住宅管理人）</p> <p>第59条 市長は、必要に応じ、住宅管理人を置くことができる。</p> <p>2 住宅管理人は、市営住宅等の修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第60条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した者に市営住宅等の検査をさせ、又は市営住宅等の入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（委任）</p>	<p>項」と、第35条中「第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第56条の規定による家賃の減額」と、「収入」とあるのは「所得」と、第41条（第1項第6号、第3項及び第4項を除く。）中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、同条第4項中「第1項第2号から第5号まで」とあるのは「第1項第1号から第5号まで」と、「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「特定公共賃貸住宅の家賃」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 雑則 （住宅管理人）</p> <p>第59条 市長は、必要に応じ、住宅管理人を置くことができる。</p> <p>2 住宅管理人は、市営住宅等の修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第60条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した者に市営住宅等の検査をさせ、又は市営住宅等の入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（委任）</p>



改正後	改正前
<p>第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p>	<p>第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p>
<p>第62条 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた市営住宅等の入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>	<p>第62条 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた市営住宅等の入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の鹿屋市営住宅条例（平成9年鹿屋市条例第25号）、吾平町公営住宅管理条例（平成9年吾平町条例第11号）、吾平町特定公共賃貸住宅管理条例（平成7年吾平町条例第2号）、輝北町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年輝北町条例第6号）、串良町公営住宅管理条例（平成9年串良町条例第15号）又は串良町特定公共賃貸住宅管理条例（平成8年串良町条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により入居補欠者又は入居決定者になった者については、入居補欠者の有効期間又は入居決定者の入居期限は、なお合併前の条例の例による。</p>	<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の鹿屋市営住宅条例（平成9年鹿屋市条例第25号）、吾平町公営住宅管理条例（平成9年吾平町条例第11号）、吾平町特定公共賃貸住宅管理条例（平成7年吾平町条例第2号）、輝北町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年輝北町条例第6号）、串良町公営住宅管理条例（平成9年串良町条例第15号）又は串良町特定公共賃貸住宅管理条例（平成8年串良町条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により入居補欠者又は入居決定者になった者については、入居補欠者の有効期間又は入居決定者の入居期限は、なお合併前の条例の例による。</p>
<p>3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれにこの条例の相当規定によりなされた行為とみなす。</p>	<p>3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれにこの条例の相当規定によりなされた行為とみなす。</p>
<p>4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。</p>	<p>4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。</p>
<p>附 則（平成18年3月28日条例第230号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成18年3月28日条例第230号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成19年3月26日条例第9号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成19年3月26日条例第9号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>

改正後						改正前					
<p>附 則（平成19年12月26日条例第60号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年9月30日条例第41号） この条例は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月25日条例第9号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年6月30日条例第28号） この条例中別表鹿屋市笠之原西市営住宅の項及び鹿屋市笠之原東市営住宅の項の改正規定は平成23年8月1日から、その他の規定は平成23年9月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p>						<p>附 則（平成19年12月26日条例第60号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年9月30日条例第41号） この条例は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月25日条例第9号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年6月30日条例第28号） この条例中別表鹿屋市笠之原西市営住宅の項及び鹿屋市笠之原東市営住宅の項の改正規定は平成23年8月1日から、その他の規定は平成23年9月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p>					
名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考	名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
鹿屋市萩塚市営住宅	鹿屋市飯隈町2810番地1	木造平家建引揚	2戸	昭和26年度		鹿屋市萩塚市営住宅	鹿屋市飯隈町2810番地1	木造平家建引揚	2戸	昭和26年度	
鹿屋市曙市営住宅	鹿屋市西原2丁目34番28号から37号まで	簡易耐火構造平家建	10戸	昭和32年度		鹿屋市曙市営住宅	鹿屋市西原2丁目34番28号から37号まで	簡易耐火構造平家建	10戸	昭和32年度	
鹿屋市高隈下麓市営住宅	鹿屋市上高隈町689番地3	簡易耐火構造平家建	4戸	昭和36年度		鹿屋市高隈下麓市営住宅	鹿屋市上高隈町689番地3	簡易耐火構造平家建	4戸	昭和36年度	
鹿屋市古里市営住宅	鹿屋市古里町500番地	簡易耐火構造平家建	4戸	昭和36年度		鹿屋市古里市営住宅	鹿屋市古里町500番地	簡易耐火構造平家建	4戸	昭和36年度	
鹿屋市田崎市営住宅	鹿屋市田崎町530番地3	木造平家建	1戸	昭和36年度		鹿屋市田崎市営住宅	鹿屋市田崎町530番地3	木造平家建	1戸	昭和36年度	
鹿屋市上谷西市営住宅	鹿屋市上谷町10番18号	木造平家建	1戸	昭和36年度		鹿屋市上谷西市営住宅	鹿屋市上谷町10番18号	木造平家建	1戸	昭和36年度	
鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目1番4号の1から同号の24ま	耐火構造4階建	24戸	昭和37年度		鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目1番4号の1から同号の24ま	耐火構造4階建	24戸	昭和37年度	

改正後						改正前					
	で						で				
鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目3番25号から28号まで	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和37年度		鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目3番25号から28号まで	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和37年度	
鹿屋市田崎市営住宅	鹿屋市田崎町530番地3	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和37年度		鹿屋市田崎市営住宅	鹿屋市田崎町530番地3	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和37年度	
鹿屋市高隈中麓市営住宅	鹿屋市上高隈町661番地3	簡易耐火構造 平家建	5戸	昭和37年度		鹿屋市高隈中麓市営住宅	鹿屋市上高隈町661番地3	簡易耐火構造 平家建	5戸	昭和37年度	
鹿屋市昭和市営住宅	鹿屋市田崎町514番地1	簡易耐火構造 平家建	37戸	昭和38年度		鹿屋市昭和市営住宅	鹿屋市田崎町514番地1	簡易耐火構造 平家建	37戸	昭和38年度	
鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目3番1号から24号まで	簡易耐火構造 2階建	24戸	昭和39年度		鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目3番1号から24号まで	簡易耐火構造 2階建	24戸	昭和39年度	
鹿屋市笠之原西市営住宅	鹿屋市笠之原町5番64号	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和39年度		鹿屋市笠之原西市営住宅	鹿屋市笠之原町5番64号	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和39年度	
鹿屋市笠之原西市営住宅	鹿屋市笠之原町5番64-1号	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和40年度		鹿屋市笠之原西市営住宅	鹿屋市笠之原町5番64-1号	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和40年度	
鹿屋市高隈中麓第2市営住宅	鹿屋市上高隈町675番地2	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和41年度		鹿屋市高隈中麓第2市営住宅	鹿屋市上高隈町675番地2	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和41年度	
鹿屋市笠之原東市営住宅	鹿屋市笠之原町37番1号	簡易耐火構造 平家建	5戸	昭和43年度		鹿屋市笠之原東市営住宅	鹿屋市笠之原町37番1号	簡易耐火構造 平家建	5戸	昭和43年度	
鹿屋市高須市営住宅	鹿屋市高須町1233番地	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和43年度		鹿屋市高須市営住宅	鹿屋市高須町1233番地	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和43年度	
鹿屋市新川市営住宅	鹿屋市新川町5380番地	簡易耐火構造 平家建	40戸	昭和44年度		鹿屋市新川市営住宅	鹿屋市新川町5380番地	簡易耐火構造 平家建	40戸	昭和44年度	
鹿屋市平原市営住宅	鹿屋市田崎町1289番地	簡易耐火構造 平家建	15戸	昭和45年度		鹿屋市平原市営住宅	鹿屋市田崎町1289番地	簡易耐火構造 平家建	15戸	昭和45年度	

改正後						改正前					
鹿屋市平市 営住宅	鹿屋市田崎町 4551番地	簡易耐火構造 平家建	30戸	昭和46年 度		鹿屋市平市 営住宅	鹿屋市田崎町 4551番地	簡易耐火構造 平家建	30戸	昭和46年 度	
鹿屋市上谷市 営住宅	鹿屋市上谷町15 番20号の1から 同号の24まで	耐火構造4階 建	24戸	昭和47年 度		鹿屋市上谷市 営住宅	鹿屋市上谷町15 番20号の1から 同号の24まで	耐火構造4階 建	24戸	昭和47年 度	
鹿屋市札元市 営住宅	鹿屋市札元1丁 目22番56号の1 から同号の10号 まで	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和48年 度		鹿屋市札元市 営住宅	鹿屋市札元1丁 目22番56号の1 から同号の10号 まで	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和48年 度	
鹿屋市札元市 営住宅	鹿屋市札元1丁 目22番60号の1 から同号の10号 まで	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和48年 度		鹿屋市札元市 営住宅	鹿屋市札元1丁 目22番60号の1 から同号の10号 まで	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和48年 度	
鹿屋市柳市営 住宅	鹿屋市上野町 4554番地	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和49年 度		鹿屋市柳市営 住宅	鹿屋市上野町 4554番地	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和49年 度	
鹿屋市柳市営 住宅	鹿屋市上野町 4554番地	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和50年 度		鹿屋市柳市営 住宅	鹿屋市上野町 4554番地	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和50年 度	
鹿屋市古里市 営住宅	鹿屋市古里町500 番地	簡易耐火構造 平家建	2戸	昭和51年 度		鹿屋市古里市 営住宅	鹿屋市古里町500 番地	簡易耐火構造 平家建	2戸	昭和51年 度	
鹿屋市田淵市 営住宅	鹿屋市田淵町935 番地17	簡易耐火構造 平家建	6戸	昭和51年 度		鹿屋市田淵市 営住宅	鹿屋市田淵町935 番地17	簡易耐火構造 平家建	6戸	昭和51年 度	
鹿屋市札元市 営住宅	鹿屋市札元1丁 目22番56号の11 から同号の18号 まで	簡易耐火構造 平家建	8戸	昭和51年 度		鹿屋市札元市 営住宅	鹿屋市札元1丁 目22番56号の11 から同号の18号 まで	簡易耐火構造 平家建	8戸	昭和51年 度	
鹿屋市祓川馬 渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	耐火構造4階 建	16戸	昭和52年 度		鹿屋市祓川馬 渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	耐火構造4階 建	16戸	昭和52年 度	
鹿屋市祓川馬 渡市営住宅	鹿屋市祓川町	簡易耐火構造	7戸	昭和52年		鹿屋市祓川馬 渡市営住宅	鹿屋市祓川町	簡易耐火構造	7戸	昭和52年	

改正後						改正前					
渡市営住宅	5107番地	2階建		度		渡市営住宅	5107番地	2階建		度	
鹿屋市上田崎市営住宅	鹿屋市田崎町 2350番地1	耐火構造4階建	32戸	昭和52年度		鹿屋市上田崎市営住宅	鹿屋市田崎町 2350番地1	耐火構造4階建	32戸	昭和52年度	
鹿屋市祓川馬渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	耐火構造4階建	16戸	昭和53年度		鹿屋市祓川馬渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	耐火構造4階建	16戸	昭和53年度	
鹿屋市祓川馬渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	簡易耐火構造2階建	8戸	昭和53年度		鹿屋市祓川馬渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	簡易耐火構造2階建	8戸	昭和53年度	
鹿屋市上田崎市営住宅	鹿屋市田崎町 2350番地1	耐火構造4階建	24戸	昭和53年度		鹿屋市上田崎市営住宅	鹿屋市田崎町 2350番地1	耐火構造4階建	24戸	昭和53年度	
鹿屋市南市営住宅	鹿屋市南町239番地5	簡易耐火構造2階建	6戸	昭和53年度		鹿屋市南市営住宅	鹿屋市南町239番地5	簡易耐火構造2階建	6戸	昭和53年度	
鹿屋市上田崎市営住宅	鹿屋市田崎町 2350番地1	耐火構造4階建	24戸	昭和54年度		鹿屋市上田崎市営住宅	鹿屋市田崎町 2350番地1	耐火構造4階建	24戸	昭和54年度	
鹿屋市西原台市営住宅	鹿屋市今坂町 12560番地2	耐火構造5階建	20戸	昭和54年度		鹿屋市西原台市営住宅	鹿屋市今坂町 12560番地2	耐火構造5階建	20戸	昭和54年度	
鹿屋市祓川馬渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	耐火構造4階建	24戸	昭和55年度		鹿屋市祓川馬渡市営住宅	鹿屋市祓川町 5107番地	耐火構造4階建	24戸	昭和55年度	
鹿屋市田淵市営住宅	鹿屋市田淵町987番地1	簡易耐火構造2階建	4戸	昭和56年度		鹿屋市田淵市営住宅	鹿屋市田淵町987番地1	簡易耐火構造2階建	4戸	昭和56年度	
鹿屋市今坂市営住宅	鹿屋市今坂町 12416番地4	耐火構造4階建	48戸	昭和56年度		鹿屋市今坂市営住宅	鹿屋市今坂町 12416番地4	耐火構造4階建	48戸	昭和56年度	
鹿屋市白崎弥生市営住宅	鹿屋市白崎町19番1号、2号	耐火構造4階建	40戸	昭和57年度		鹿屋市白崎弥生市営住宅	鹿屋市白崎町19番1号、2号	耐火構造4階建	40戸	昭和57年度	
鹿屋市永野田市営住宅	鹿屋市永野田町 386番地1	耐火構造2階建	4戸	昭和58年度		鹿屋市永野田市営住宅	鹿屋市永野田町 386番地1	耐火構造2階建	4戸	昭和58年度	
鹿屋市高隈中央市営住宅	鹿屋市上高隈町 43番地	耐火構造2階建	4戸	昭和58年度		鹿屋市高隈中央市営住宅	鹿屋市上高隈町 43番地	耐火構造2階建	4戸	昭和58年度	

改正後						改正前					
鹿屋市白崎弥生市営住宅	鹿屋市白崎町19番3号	耐火構造4階建	12戸	昭和58年度		鹿屋市白崎弥生市営住宅	鹿屋市白崎町19番3号	耐火構造4階建	12戸	昭和58年度	
鹿屋市新生市営住宅	鹿屋市新生町23番1号	耐火構造4階建	20戸	昭和58年度		鹿屋市新生市営住宅	鹿屋市新生町23番1号	耐火構造4階建	20戸	昭和58年度	
鹿屋市新生市営住宅	鹿屋市新生町23番2号	耐火構造4階建	20戸	昭和58年度		鹿屋市新生市営住宅	鹿屋市新生町23番2号	耐火構造4階建	20戸	昭和58年度	
鹿屋市永野田市営住宅	鹿屋市永野田町386番地1	耐火構造2階建	2戸	昭和58年度		鹿屋市永野田市営住宅	鹿屋市永野田町386番地1	耐火構造2階建	2戸	昭和58年度	
鹿屋市大始良市営住宅	鹿屋市大始良町113番地1	耐火構造2階建	6戸	昭和58年度		鹿屋市大始良市営住宅	鹿屋市大始良町113番地1	耐火構造2階建	6戸	昭和58年度	
鹿屋市新生市営住宅	鹿屋市新生町23番3号、4号	耐火構造4階建	40戸	昭和59年度		鹿屋市新生市営住宅	鹿屋市新生町23番3号、4号	耐火構造4階建	40戸	昭和59年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市1号	耐火構造5階建	20戸	昭和59年度		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市1号	耐火構造5階建	20戸	昭和59年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市2号	耐火構造5階建	20戸	昭和59年度		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市2号	耐火構造5階建	20戸	昭和59年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市3号	耐火構造3階建	12戸	昭和59年度		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市3号	耐火構造3階建	12戸	昭和59年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市4号	耐火構造4階建	16戸	昭和59年度		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原1丁目27番市4号	耐火構造4階建	16戸	昭和59年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原3丁目10番市5号	耐火構造5階建	20戸	昭和60年度		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原3丁目10番市5号	耐火構造5階建	20戸	昭和60年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原3丁目10番市6号	耐火構造5階建	25戸	昭和60年度		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原3丁目10番市6号	耐火構造5階建	25戸	昭和60年度	
鹿屋市花岡市営住宅	鹿屋市海道町664番地3	耐火構造3階建	6戸	昭和60年度		鹿屋市花岡市営住宅	鹿屋市海道町664番地3	耐火構造3階建	6戸	昭和60年度	
鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原3丁目	耐火構造5階建	25戸	昭和61年		鹿屋市平和市営住宅	鹿屋市西原3丁目	耐火構造5階建	25戸	昭和61年	

改正後						改正前					
営住宅	目10番市7号	建		度		営住宅	目10番市7号	建		度	
鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目10番市8号	耐火構造5階 建	20戸	昭和61年 度		鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目10番市8号	耐火構造5階 建	20戸	昭和61年 度	
鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目10番市9号	耐火構造3階 建	12戸	昭和61年 度		鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目10番市9号	耐火構造3階 建	12戸	昭和61年 度	
鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目10番市10号	耐火構造5階 建	30戸	昭和61年 度		鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目10番市10号	耐火構造5階 建	30戸	昭和61年 度	
鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目6番市11号	耐火構造4階 建	16戸	昭和62年 度		鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目6番市11号	耐火構造4階 建	16戸	昭和62年 度	
鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目6番市12号	耐火構造4階 建	20戸	昭和62年 度		鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目6番市12号	耐火構造4階 建	20戸	昭和62年 度	
鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目6番市13号	耐火構造4階 建	24戸	昭和62年 度		鹿屋市平和市 営住宅	鹿屋市西原3丁目 目6番市13号	耐火構造4階 建	24戸	昭和62年 度	
鹿屋市田淵市 営住宅	鹿屋市田淵町987番地1	耐火構造平家 建	4戸	昭和63年 度		鹿屋市田淵市 営住宅	鹿屋市田淵町987番地1	耐火構造平家 建	4戸	昭和63年 度	
鹿屋市高隈市 営住宅	鹿屋市上高隈町 92番地2	耐火構造平家 建	4戸	昭和63年 度		鹿屋市高隈市 営住宅	鹿屋市上高隈町 92番地2	耐火構造平家 建	4戸	昭和63年 度	
鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市1号	耐火構造3階 建	12戸	昭和63年 度		鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市1号	耐火構造3階 建	12戸	昭和63年 度	
鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市2号	耐火構造3階 建	12戸	昭和63年 度		鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市2号	耐火構造3階 建	12戸	昭和63年 度	
鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市3号	耐火構造3階 建	18戸	平成元年 度		鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市3号	耐火構造3階 建	18戸	平成元年 度	
鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市4号	耐火構造3階 建	18戸	平成元年 度		鹿屋市コート 札元台市営住宅	鹿屋市札元1丁目 目24番11号市4号	耐火構造3階 建	18戸	平成元年 度	

改正後						改正前					
宅	号					宅	号				
鹿屋市ガーデン上野市営住宅	鹿屋市上野町4830番地	耐火構造3階建	12戸	平成2年度		鹿屋市ガーデン上野市営住宅	鹿屋市上野町4830番地	耐火構造3階建	12戸	平成2年度	
鹿屋市フィットネス古江市営住宅	鹿屋市古江町738番地2	耐火構造3階建	6戸	平成2年度		鹿屋市フィットネス古江市営住宅	鹿屋市古江町738番地2	耐火構造3階建	6戸	平成2年度	
鹿屋市ビーチ浜田市営住宅	鹿屋市浜田町643番地1	耐火構造3階建	6戸	平成3年度		鹿屋市ビーチ浜田市営住宅	鹿屋市浜田町643番地1	耐火構造3階建	6戸	平成3年度	
鹿屋市サンヒル川西市営住宅	鹿屋市川西町4259番地7	耐火構造3階建	12戸	平成3年度		鹿屋市サンヒル川西市営住宅	鹿屋市川西町4259番地7	耐火構造3階建	12戸	平成3年度	
鹿屋市大始良市営住宅	鹿屋市大始良町113番地1	耐火構造2階建	4戸	平成4年度		鹿屋市大始良市営住宅	鹿屋市大始良町113番地1	耐火構造2階建	4戸	平成4年度	
鹿屋市マリン高須市営住宅	鹿屋市高須町1226番地2	耐火構造2階建	8戸	平成5年度		鹿屋市マリン高須市営住宅	鹿屋市高須町1226番地2	耐火構造2階建	8戸	平成5年度	
鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市3号	耐火構造3階建	12戸	平成6年度		鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市3号	耐火構造3階建	12戸	平成6年度	
鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市4号	耐火構造3階建	6戸	平成6年度		鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市4号	耐火構造3階建	6戸	平成6年度	
鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市1号	耐火構造3階建(一部2階)	11戸	平成7年度		鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市1号	耐火構造3階建(一部2階)	11戸	平成7年度	
鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市2号	耐火構造3階建	12戸	平成7年度		鹿屋市寿市営住宅	鹿屋市寿7丁目6番市2号	耐火構造3階建	12戸	平成7年度	
鹿屋市新川ハイツ市営住宅	鹿屋市新川町725番地	耐火構造4階建	16戸	平成7年度		鹿屋市新川ハイツ市営住宅	鹿屋市新川町725番地	耐火構造4階建	16戸	平成7年度	
鹿屋市シーサイド天神市営住宅	鹿屋市天神町3670番地1	木造平家建	8戸	平成8年度		鹿屋市シーサイド天神市営住宅	鹿屋市天神町3670番地1	木造平家建	8戸	平成8年度	



改正後						改正前					
住宅						住宅					
鹿屋市打馬市 営住宅	鹿屋市打馬2丁 目3番	耐火構造4階 建	32戸	平成8年 度		鹿屋市打馬市 営住宅	鹿屋市打馬2丁 目3番	耐火構造4階 建	32戸	平成8年 度	
鹿屋市西原市 営住宅	鹿屋市西原1丁 目7番	耐火構造8階 建	32戸	平成8年 度		鹿屋市西原市 営住宅	鹿屋市西原1丁 目7番	耐火構造8階 建	32戸	平成8年 度	
鹿屋市新川ハ イツ市営住宅	鹿屋市新川町727 番地	耐火構造4階 建	16戸	平成9年 度		鹿屋市新川ハ イツ市営住宅	鹿屋市新川町727 番地	耐火構造4階 建	16戸	平成9年 度	
鹿屋市ウイズ 下祓川市営住 宅	鹿屋市下祓川町 1500番地2	耐火構造2階 建	24戸	平成9年 度		鹿屋市ウイズ 下祓川市営住 宅	鹿屋市下祓川町 1500番地2	耐火構造2階 建	24戸	平成9年 度	
鹿屋市西俣市 営住宅	鹿屋市池園町 2493番地1	木造平家建	8戸	平成10年 度		鹿屋市西俣市 営住宅	鹿屋市池園町 2493番地1	木造平家建	8戸	平成10年 度	
鹿屋市ビーチ 浜田市営住宅	鹿屋市浜田町643 番地1	耐火構造3階 建	6戸	平成11年 度		鹿屋市ビーチ 浜田市営住宅	鹿屋市浜田町643 番地1	耐火構造3階 建	6戸	平成11年 度	
鹿屋市郷之原 市営住宅	鹿屋市郷之原町 11985番地	耐火構造5階 建	30戸	平成11年 度		鹿屋市郷之原 市営住宅	鹿屋市郷之原町 11985番地	耐火構造5階 建	30戸	平成11年 度	
鹿屋市郷之原 市営住宅	鹿屋市郷之原町 11985番地	耐火構造5階 建	30戸	平成12年 度		鹿屋市郷之原 市営住宅	鹿屋市郷之原町 11985番地	耐火構造5階 建	30戸	平成12年 度	
鹿屋市古江市 営住宅	鹿屋市古江町 7150番地6	耐火構造3階 建	6戸	平成12年 度		鹿屋市古江市 営住宅	鹿屋市古江町 7150番地6	耐火構造3階 建	6戸	平成12年 度	
鹿屋市サンセ ット高須台市 営住宅	鹿屋市高須町326 番地1	木造平家建	8戸	平成14年 度		鹿屋市サンセ ット高須台市 営住宅	鹿屋市高須町326 番地1	木造平家建	8戸	平成14年 度	
鹿屋市泉ヶ丘 市営住宅	鹿屋市寿6丁目 15番1号	耐火構造3階 建	17戸	平成15年 度		鹿屋市泉ヶ丘 市営住宅	鹿屋市寿6丁目 15番1号	耐火構造3階 建	17戸	平成15年 度	
鹿屋市泉ヶ丘 市営住宅	鹿屋市寿6丁目 15番2号	耐火構造3階 建	17戸	平成15年 度		鹿屋市泉ヶ丘 市営住宅	鹿屋市寿6丁目 15番2号	耐火構造3階 建	17戸	平成15年 度	

改正後						改正前					
鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番3号	耐火構造3階建	14戸	平成16年度		鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番3号	耐火構造3階建	14戸	平成16年度	
鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番4号	耐火構造3階建	14戸	平成16年度		鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番4号	耐火構造3階建	14戸	平成16年度	
鹿屋市打馬南市営住宅	鹿屋市打馬1丁目2番1号	中層耐火構造4階建	16戸	平成16年度		鹿屋市打馬南市営住宅	鹿屋市打馬1丁目2番1号	中層耐火構造4階建	16戸	平成16年度	
鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番5号	耐火構造3階建	13戸	平成17年度		鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番5号	耐火構造3階建	13戸	平成17年度	
鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番6号	耐火構造3階建	15戸	平成17年度		鹿屋市泉ヶ丘市営住宅	鹿屋市寿6丁目15番6号	耐火構造3階建	15戸	平成17年度	
鹿屋市高隈新開市営住宅	鹿屋市上高隈町215番地1	木造平家建	6戸	平成17年度		鹿屋市高隈新開市営住宅	鹿屋市上高隈町215番地1	木造平家建	6戸	平成17年度	
鹿屋市みなみ陣ノ尾市営住宅	鹿屋市南町3419番地1	木造平家建	6戸	平成18年度		鹿屋市みなみ陣ノ尾市営住宅	鹿屋市南町3419番地1	木造平家建	6戸	平成18年度	
鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目2番1号	耐火構造7階建	44戸	平成21年度		鹿屋市桜ヶ丘市営住宅	鹿屋市西原4丁目2番1号	耐火構造7階建	44戸	平成21年度	
城山団地	鹿屋市輝北町上百引3921番地	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和38年度		城山団地	鹿屋市輝北町上百引3921番地	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和38年度	
城山団地	鹿屋市輝北町上百引3921番地	木造平家建	4戸	昭和63年度		城山団地	鹿屋市輝北町上百引3921番地	木造平家建	4戸	昭和63年度	
山神団地	鹿屋市輝北町上百引1935番地	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和56年度		山神団地	鹿屋市輝北町上百引1935番地	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和56年度	
山神団地	鹿屋市輝北町上百引1935番地	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和57年度		山神団地	鹿屋市輝北町上百引1935番地	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和57年度	
山神団地	鹿屋市輝北町上百引1935番地	簡易準耐火構造平家建	6戸	昭和58年度		山神団地	鹿屋市輝北町上百引1935番地	簡易準耐火構造平家建	6戸	昭和58年度	

改正後						改正前					
山神団地	鹿屋市輝北町上 百引1935番地	簡易準耐火構 造平家建	4戸	昭和59年 度		山神団地	鹿屋市輝北町上 百引1935番地	簡易準耐火構 造平家建	4戸	昭和59年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3382番地イ	簡易準耐火構 造平家建	4戸	昭和49年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3382番地イ	簡易準耐火構 造平家建	4戸	昭和49年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3381番地	簡易準耐火構 造平家建	4戸	昭和52年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3381番地	簡易準耐火構 造平家建	4戸	昭和52年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	8戸	平成5年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	8戸	平成5年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	2戸	平成7年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	2戸	平成7年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	4戸	平成9年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	4戸	平成9年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	2戸	平成10年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	2戸	平成10年 度	
前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	2戸	平成11年 度		前床団地	鹿屋市輝北町上 百引3355番地3	木造平家建	2戸	平成11年 度	
平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	簡易準耐火構 造平家建	2戸	昭和57年 度		平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	簡易準耐火構 造平家建	2戸	昭和57年 度	
平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	簡易準耐火構 造平家建	2戸	昭和59年 度		平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	簡易準耐火構 造平家建	2戸	昭和59年 度	
平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	木造平家建	2戸	昭和60年 度		平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	木造平家建	2戸	昭和60年 度	
平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	木造平家建	2戸	昭和62年 度		平南団地	鹿屋市輝北町下 百引4053番地4	木造平家建	2戸	昭和62年 度	
平南高陽台団 地	鹿屋市輝北町下 百引4089番地2	木造平家建	2戸	平成6年 度		平南高陽台団 地	鹿屋市輝北町下 百引4089番地2	木造平家建	2戸	平成6年 度	
平南高陽台団	鹿屋市輝北町下	木造平家建	2戸	平成8年		平南高陽台団	鹿屋市輝北町下	木造平家建	2戸	平成8年	

改正後						改正前					
地	百引4089番地 2			度		地	百引4089番地 2			度	
下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和52年度		下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和52年度	
下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	2戸	昭和56年度		下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	2戸	昭和56年度	
下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和58年度		下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和58年度	
下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和59年度		下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和59年度	
下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	木造平家建	2戸	昭和63年度		下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	木造平家建	2戸	昭和63年度	
下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	木造平家建	2戸	平成5年度		下方団地	鹿屋市輝北町市成2157番地 1	木造平家建	2戸	平成5年度	
札元団地	鹿屋市輝北町市成1356番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和50年度		札元団地	鹿屋市輝北町市成1356番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和50年度	
札元団地	鹿屋市輝北町市成1356番地 1	簡易準耐火構造平家建	2戸	昭和56年度		札元団地	鹿屋市輝北町市成1356番地 1	簡易準耐火構造平家建	2戸	昭和56年度	
高尾団地	鹿屋市輝北町市成2694番地 1	簡易準耐火構造平家建	2戸	昭和56年度		高尾団地	鹿屋市輝北町市成2694番地 1	簡易準耐火構造平家建	2戸	昭和56年度	
高尾団地	鹿屋市輝北町市成2694番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和57年度		高尾団地	鹿屋市輝北町市成2694番地 1	簡易準耐火構造平家建	4戸	昭和57年度	
仮屋団地	鹿屋市輝北町市成4127番地	木造平家建	2戸	平成8年度		仮屋団地	鹿屋市輝北町市成4127番地	木造平家建	2戸	平成8年度	
宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2205番地	簡易耐火構造平家建	10戸	昭和38年度		宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2205番地	簡易耐火構造平家建	10戸	昭和38年度	
宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2205番地	簡易耐火構造平家建	14戸	昭和39年度		宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2205番地	簡易耐火構造平家建	14戸	昭和39年度	

改正後						改正前					
宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2200番地	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和41年 度		宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2200番地	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和41年 度	
宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2200番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和42年 度		宮之下住宅	鹿屋市串良町岡崎2200番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和42年 度	
岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和43年 度		岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和43年 度	
岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和45年 度		岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和45年 度	
岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和46年 度		岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	4戸	昭和46年 度	
岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	6戸	昭和47年 度		岡崎住宅	鹿屋市串良町岡崎2837番地	簡易耐火構造 平家建	6戸	昭和47年 度	
富ヶ尾住宅	鹿屋市串良町有里3980番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和47年 度		富ヶ尾住宅	鹿屋市串良町有里3980番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和47年 度	
富ヶ尾住宅	鹿屋市串良町有里3980番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和48年 度		富ヶ尾住宅	鹿屋市串良町有里3980番地	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和48年 度	
富ヶ尾住宅	鹿屋市串良町有里3980番地	簡易耐火構造 平家建	12戸	昭和49年 度		富ヶ尾住宅	鹿屋市串良町有里3980番地	簡易耐火構造 平家建	12戸	昭和49年 度	
十三塚住宅	鹿屋市串良町上小原3044番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和50年 度		十三塚住宅	鹿屋市串良町上小原3044番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和50年 度	
十三塚住宅	鹿屋市串良町上小原3044番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和51年 度		十三塚住宅	鹿屋市串良町上小原3044番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和51年 度	
中山原住宅	鹿屋市串良町上小原3449番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和52年 度		中山原住宅	鹿屋市串良町上小原3449番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和52年 度	
中山原住宅	鹿屋市串良町上小原3228番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和53年 度		中山原住宅	鹿屋市串良町上小原3228番地1	簡易耐火構造 平家建	10戸	昭和53年 度	
細山田東市営	鹿屋市串良町細	耐火構造 2階	20戸	平成23年		細山田東市営	鹿屋市串良町細	耐火構造 2階	20戸	平成23年	

改正後						改正前					
住宅	山田4798番地 4	建		度		住宅	山田4798番地 4	建		度	
緑団地	鹿屋市吾平町上名205番地 1	簡易耐火構造 平家建	6戸	昭和41年度		緑団地	鹿屋市吾平町上名205番地 1	簡易耐火構造 平家建	6戸	昭和41年度	
あけぼの団地	鹿屋市吾平町麓2112番地 2	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和54年度		あけぼの団地	鹿屋市吾平町麓2112番地 2	簡易耐火構造 平家建	20戸	昭和54年度	
つるみね団地	鹿屋市吾平町上名532番地	耐火構造 3階建	30戸	昭和56年度		つるみね団地	鹿屋市吾平町上名532番地	耐火構造 3階建	30戸	昭和56年度	
あさぎり団地	鹿屋市吾平町下名188番地	耐火構造 3階建	24戸	昭和60年度		あさぎり団地	鹿屋市吾平町下名188番地	耐火構造 3階建	24戸	昭和60年度	
西原団地	鹿屋市吾平町麓3626番地	耐火構造 3階建	36戸	昭和62年度		西原団地	鹿屋市吾平町麓3626番地	耐火構造 3階建	36戸	昭和62年度	
駅前団地	鹿屋市吾平町麓51番地 1	耐火構造 3階建	24戸	平成2年度		駅前団地	鹿屋市吾平町麓51番地 1	耐火構造 3階建	24戸	平成2年度	
祇園団地	鹿屋市吾平町上名180番地	耐火構造 3階建	30戸	平成5年度		祇園団地	鹿屋市吾平町上名180番地	耐火構造 3階建	30戸	平成5年度	
ひまわり団地	鹿屋市吾平町上名95番地 1	耐火構造 3階建	30戸	平成8年度		ひまわり団地	鹿屋市吾平町上名95番地 1	耐火構造 3階建	30戸	平成8年度	
こすもす団地	鹿屋市吾平町麓170番地 1	耐火構造 3階建	30戸	平成9年度		こすもす団地	鹿屋市吾平町麓170番地 1	耐火構造 3階建	30戸	平成9年度	
こすもす団地	鹿屋市吾平町麓170番地 1	耐火構造 3階建	10戸	平成13年度		こすもす団地	鹿屋市吾平町麓170番地 1	耐火構造 3階建	10戸	平成13年度	
グリーンビレッジ吾平団地	鹿屋市吾平町麓187番地 4	木造平家建 (一部2階)	7戸	平成14年度		グリーンビレッジ吾平団地	鹿屋市吾平町麓187番地 4	木造平家建 (一部2階)	7戸	平成14年度	
グリーンビレッジ吾平団地	鹿屋市吾平町麓187番地 4	木造2階建	11戸	平成14年度	うち、シルバー用7戸	グリーンビレッジ吾平団地	鹿屋市吾平町麓187番地 4	木造2階建	11戸	平成14年度	うち、シルバー用7戸
鹿屋市ウィズ	鹿屋市下祓川町	耐火構造平家	1戸	平成9年	特定公	鹿屋市ウィズ	鹿屋市下祓川町	耐火構造平家	1戸	平成9年	特定公

改正後						改正前					
下祓川市営住宅	1500番地 2	建		度	共賃貸住宅	下祓川市営住宅	1500番地 2	建		度	共賃貸住宅
グリーンヒル	鹿屋市串良町有里3387番地 1	中耐火構造 2階建	6戸	平成 7 年度	特定公共賃貸住宅	グリーンヒル	鹿屋市串良町有里3387番地 1	中耐火構造 2階建	6戸	平成 7 年度	特定公共賃貸住宅
グリーンヒル	鹿屋市串良町岡崎2555番地 1	中耐火構造 2階建	6戸	平成 8 年度	特定公共賃貸住宅	グリーンヒル	鹿屋市串良町岡崎2555番地 1	中耐火構造 2階建	6戸	平成 8 年度	特定公共賃貸住宅
中央団地	鹿屋市吾平町上名 1 番地	耐火構造 2階建	10戸	平成 6 年度	特定公共賃貸住宅	中央団地	鹿屋市吾平町上名 1 番地	耐火構造 2階建	10戸	平成 6 年度	特定公共賃貸住宅
中央団地	鹿屋市吾平町上名 1 番地	耐火構造 2階建	20戸	平成 6 年度	特定公共賃貸住宅	中央団地	鹿屋市吾平町上名 1 番地	耐火構造 2階建	20戸	平成 6 年度	特定公共賃貸住宅